

区議会議員、区長、副区長及び教育委員会教育長の報酬等の改定について

☞ 中央区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、区議会議員の報酬の額及び期末手当支給月数並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額及び期末手当支給月数を改定する。

1 改定内容

1 給料月額等の改定一覧

特別区人事委員会勧告では若年層に重点を置いた給料月額の引上げとされたことを踏まえ、一般職の改定率を参考に、より職責の重い部長級（一般職の6級）の最高号給の引上げ率を適用し、3.26%（千円未満四捨五入）引き上げる。

	現行額	改定額	改定差額
議 長	940,000円	971,000円	31,000円
副 議 長	798,000円	824,000円	26,000円
委 員 長	662,000円	684,000円	22,000円
副委員長	641,000円	662,000円	21,000円
議 員	618,000円	638,000円	20,000円
区 長	1,164,000円	1,202,000円	38,000円
副 区 長	933,000円	963,000円	30,000円
教 育 長	833,000円	860,000円	27,000円

【参考】令和7年度特別区人事委員会勧告（月例給与）

公民較差14,860円（3.80%）を解消するため、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で給料月額の引上げ

区議会議員、区長、副区長及び教育委員会教育長の報酬等の改定について

2 期末手当支給月数の改定一覧

特別区人事委員会勧告の引上げ月数（0.05月）の引上げ率（1.00%）と同率となる0.05月引き上げる。

支払月	現行の支給月数	改定後支給月数	改定支給月数
6 月 期	1.875月	1.90月	0.025月
12 月 期	1.875月	1.90月	0.025月
計	3.75月	3.80月	0.05月

【参考】令和7年度特別区人事委員会勧告（期末・勤勉手当）

現行4.85月分を4.90月分に引上げ（+0.05月）

3 施行年月日

令和8年4月1日

2 改正を要する条例

- ・中央区議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和22年7月中央区条例第16号）
- ・中央区長等の給料等に関する条例（昭和48年12月中央区条例第27号）
- ・中央区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（昭和31年10月中央区条例第14号）

3 中央区特別職報酬等審議会答申

別紙のとおり

別紙

(写)

答 申 書

令和8年1月9日

中央区特別職報酬等審議会

中央区特別職報酬等審議会委員

会 長 酒 井 英 彦

会長職務代理者 白 崎 多 賀 子

委 員 園 田 峯 生

委 員 中 野 耕 佑

委 員 森 山 照 明

委 員 柴 川 賢

委 員 宮 入 正 英

答 申

1 はじめに

本審議会は、令和8年1月9日、中央区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、区長から「区議会議員の報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額」（以下「特別職の報酬等の額」という。）及び「区議会議員、区長、副区長及び教育委員会教育長の期末手当」（以下「特別職の期末手当」という。）について諮問を受けました。

本審議会は、この諮問を受けて最も妥当性のある結論を得るため、各委員が区民の代表者としての自覚と責任のもとに、公平かつ不偏の立場を堅持しつつ、広範な視点から慎重に審議を行いました。

審議に当たっては、令和7年度の特別区人事委員会の勧告による一般職の職員（以下「職員」という。）の給与及び期末手当改定状況や他区における特別職の報酬等改定状況などについて報告を聴取いたしました。

その結果、現在の区議会議員並びに区長、副区長及び教育委員会教育長（以下「特別職」という。）の職務・職責や社会経済情勢などにも十分配慮した上で、ここに答申を行うものであります。

2 特別職の職務・職責

我が国の経済は、賃金上昇率が2年連続で5%台の高水準となるなど、雇用・所得環境が改善され、緩やかな回復が期待されています。一方、物価上昇の継続による消費者マインドの下振れ等を通じて、個人消費の回復は力強さを欠く状態が続いています。

中央区においては、人口が令和8年1月に191,015人となり、令和9年度中には20万人に達する見込みです。こうした中、納税義務者数が年々増加していることもあり、歳入の根幹をなす特別区民税も14年連続で増加しています。これは、区が健全財政を維持しつつ、住環境の整備をはじめとした総合的な施策

をしっかりと実施・展開した結果であると高く評価するものであります。

一方、定住人口の増加に伴い、教育環境の整備や子育て支援の充実、多様な世代が交流できる機会の創出など、さまざまな行政需要が生じているとともに、ふるさと納税による税の流出も拡大しており、今後の行財政運営においては引き続き注意を払っていく必要があります。

こうした状況下において中央区は、本区に住み、働き、集うすべての人々が、暮らしやすく、働きやすいと実感でき、住み続けたいと思える魅力的なまちづくりに向けて、「中央区基本計画2023」に掲げた各種施策を力強く推進しながら、複雑かつ多様化する区民ニーズに的確に対応していくことが求められています。

区議会議員においては、行政のチェック機関としての役割を果たすとともに、さまざまな区民の声や地域の実情を捉えたきめ細やかな議員活動を通じて、行政との連携を図りつつ、区民福祉の向上のために全力で取り組むことが求められ、その職責はますます重要となっています。

また、区長、副区長及び教育委員会教育長においては、効率的かつ効果的な行政運営を推進していくため、一層高度な識見、的確な判断力、政策を着実に実行する手腕が求められるなど、その職責は極めて重要であります。

3 特別職の報酬等の額及び特別職の期末手当

(1) 検討に当たっての視点

特別職の報酬等の額及び特別職の期末手当は、民間の実態、国や他の地方公共団体の動向、物価、生計費、その他経済情勢等を踏まえて行われた特別区人事委員会勧告の内容や職員の給与改定状況を十分勘案し検討する必要があります。

また、特別区は、各区が地域特性や特色等を生かした施策を実施・展開し独自色が見られる一方で、特別職の職務・職責は共通点が多いことから、他区との均衡について配慮することも必要です。

(2) 給与改定状況

中央区は、令和7年4月に特別職の報酬等の額を0.78%、特別職の期末

手当の支給月数を0.15月引き上げる改定を行いました。

令和7年10月14日には、特別区人事委員会において、公民較差14,860円(3.80%)を解消するため、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で給料月額を引き上げ、期末・勤勉手当については民間の特別給の支給状況を考慮し、年間の支給月数を0.05月引き上げる勧告がなされました。これらを受けて、中央区職員については、令和7年12月に勧告どおり、引き上げる改定が行われました。公民較差が3%を超えるのは平成3年以来34年ぶりであり、また、給与については4年連続の引上げ改定となります。

(3) 他区との比較

令和7年度の他区における審議会の答申内容をみると、特別職の報酬等の額については、特別職、議員ともに引き上げた区が20区、特別職のみ引き上げた区が1区、未定の区が1区となっています。

特別職の期末手当の支給月数については、特別職、議員ともに引き上げた区が19区、特別職のみ引き上げた区が1区、議員のみ引き上げた区が1区、未定の区が1区となっています。

その結果、特別区内における現在の中央区の特別職の報酬等の額の順位は、区議会議員が23区中21位、区長が16位、副区長が17位、教育長が15位となります。また、期末手当等を含めた年収額で比較しますと、区議会議員が21位、区長が20位、副区長が21位、教育長が20位となります。

(4) 結論

先に述べたとおり、中央区における特別職の職務・職責はますます重くなっております。職員の給与改定状況、他区との均衡、特別区人事委員会勧告の内容や景気動向を総合的に勘案して審議した結果、特別職の報酬等の額及び特別職の期末手当の支給月数を、次のとおり引き上げることが望ましいとの結論に至りました。

① 特別職の報酬等の額

特別区人事委員会勧告では若年層に重点を置いた給料月額の引上げとされたことから、一般職の改定率を参考に、より職責の重い部長級（一般職の6

級)の最高号給の引上げ率を適用し、3.26% (千円未満四捨五入)引き上げる。

区長	1,202,000円 (引上げ額 38,000円)
副区長	963,000円 (引上げ額 30,000円)
教育長	860,000円 (引上げ額 27,000円)
議長	971,000円 (引上げ額 31,000円)
副議長	824,000円 (引上げ額 26,000円)
委員長	684,000円 (引上げ額 22,000円)
副委員長	662,000円 (引上げ額 21,000円)
議員	638,000円 (引上げ額 20,000円)

② 特別職の期末手当の支給月数

特別区人事委員会勧告の引上げ月数(0.05月)の引上げ率(1.00%)と同率となる0.05月を引き上げ、3.75月から3.80月とする。

③ 改定の実施時期

従来からの改定時期等を勘案し、令和8年4月1日から実施することが適当である。

4 おわりに

本審議会は、区長の諮問に対し、以上のとおり答申するものであります。特別職各位におかれましては、区民の信頼と信託に応えるべく、一層ご尽力されることを切に要望いたします。

なお、本答申については、その内容を十分に尊重されることを期待するものであります。